

長崎市農業委員会 令和5年4月総会 議事録

1 日 時 令和5年4月28日(金) 14:00 開会  
16:15 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(15名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	鳥越 悦子	永岡亜也子	平尾 政博	松尾 隆治
峰 忠幸	柳川 八百秀	山口 邦俊	山口 眞佐栄	山崎 実男

5 欠席農業委員(4名)

上川 満治 田平 孝廣 森山 安男 山脇 貞雄

6 出席推進委員(19名)

池田 憲二	岩尾 直己	浦川 英敏	川添 孝則	城戸 利美
久保 正	柴原 恵	田中 幹生	中村 数昭	中山 辰也
野口 弘人	野本 英世	濱口 雅洋	増田 茂	松本 貞幸
三浦 孝路	村田美津枝	森内 悟己	山下 和孝	

7 欠席推進委員(5名)

今村 秀喜 尾崎 正孝 鶴田 安明 濱口 敏夫 森保 欣也

8 出席職員

【農林振興課】 相川課長 田川課長補佐 宮本係長 末永係長 高島係長  
水頭技師

【農委事務局】 事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池専門官

○事務長 ただ今から、令和5年4月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。また、本日は、報告事項1の「令和5年度水産農林部事業計画及び予算について」の説明のため、水産農林部より、農林振興課の職員の方に出席していただいておりますので、皆様にご紹介いたします。まず、相川農林振興課長です。続きまして、田川課長補佐です。次に、宮本企画農政係長です。次に、末永営農指導係長です。次に、高島農林整備係長です。次に、水頭技師です。本日はよろしく願いいたします。それでは、議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、4月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は15名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、19名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山口邦俊委員と山崎実男委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山口委員・山崎委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、付議事項が8件ございますが、先ほど事務長から御紹介がありましたとおり、水産農林部から職員の方に出席をしていただいております。時間の都合もございますので、先に、報告事項1「令和5年度水産農林部事業計画及び予算について」水産農林部から説明をお願いします。

○農林振興課長 令和5年度水産農林部事業計画及び予算について説明をしたいと思っております。その前に、昨年もそうだったんですけども、人・農地プランの地域計画、経営所得安定の現地調査、それと有害鳥獣対策など様々な面で御協力いただき、ありがとうございます。また、今年度も、今から説明をしますけれども、皆さんの御協力がないと中々できないものが非常に多くございますので、今年度もよろしく願いいたします。それでは、資料1に基づいて説明をしたいと思っております。1ページでございます。4月1日現在の水産農林部の機構表です。水産農林部は、57名の職員がおります。4課ございまして、中ほどに農林振興課が出てまいります。農林振興課は、企画農政係、営農指導係、農林整備係、

農業センターの4係あります。その事務内容ですけれども、2ページをお開き下さい。2ページに事務分掌というのが出てまいります。企画農政係につきましては、農業、畜産業の計画、人・農地プランに関すること、担い手育成、グリーンツーリズム、こういったものを担当としてやっております。営農指導係でございますけれども、農業・畜産業の振興に関するということ、家畜伝染病の予防等、それと有害鳥獣、基盤整備、農業関係団体との連絡調整などを主として行っています。それと、農林整備係ですけれども、主に林業の振興ということで、そういった計画、それと農林業の施設の維持管理、それと災害復旧関係、そういったものを中心に行っています。それと農業センターですけれども、これにつきましては、(2)になりますけれども、農業ヘルパーの研修を中心にそういったところを進めているところでございます。

そのようなことでまた、令和5年度も事業計画を立てまして、3ページ以降、担当係長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○農林振興課係長** それでは、3ページの3、令和5年度予算の主な取り組みについて、説明させていただきます。長崎市の農業の現状と課題ということで、経営規模が零細で耕地が分散している、あとは、ブランドのなつたよりや長崎和牛の強化に努めたり、新たなブランドのイチゴや花きの販売が増加しているということがあります。一方、農家戸数や就業人口、耕地面積は、ここ10年を比較してみると、かなり減少傾向にあるのかなと思っております。販売金額も、個々の農家で見ると500万未満の農家が全体の85%を占めているということになっております。全体的にみると過去5年間、平成29年から令和3年の平均が約52.6億円ということで、大体横ばいの状況で推移をしております。こういった中で課題としては、補完作物の導入やスマート農業、労力の支援、担い手への農地の集積とか、イノシシやシカなどの生活環境被害の深刻化とか、都市近郊農業のメリットを生かすなどの課題があります。こういった課題を解決すべく長崎市といたしましては、平成24年に第一次長崎市農業振興計画を策定しております。それで、令和4年から第二次長崎市農業振興計画を作成し、この計画に基づいて予算化し、政策を進めているところです。

4ページをお開きください。個別施策と取組方針・取組内容ということで書いております。左側から基本施策として、「次世代につながる農業を育てます」ということで、個別施策につきましても、産地・担い手、地域・環境、販売・消費の3つの施策で取り組んでいくこととしています。取り組み方針といたしましては、産地・担い手は2つの方針、地域・環境は3つの方針、販売・消費は2つの方針で取り組んでおり、それを細分化して23の取組内容で取り組んでおります。主な取り組み事項といたしましては、赤文字で書いておりますけれども、これを中心として、令和5年度予算を組んでおります。それで、予算を組んでいる事業としましては、一番右側に令和5年度の主な取り組みということで書いております。詳細につきましては、5ページ目から御説明をいたします。

まず、個別施策のIになりますけれども、こちらにつきましては、産地・担い手の課題に取り組むということで、まず、単独農業振興施設整備事業費補助金ということで、これは、生産基盤を強くするためのハウス等の整備補助金となります。2番目の長崎びわ生産

推進事業費補助金としましては、日本一のびわ産地の次世代へつなげる産地づくりを進めるための補助ということで、なつたよりの苗木とか、省力化・品質向上の資材の導入を補助しております。

続きまして、6 ページになります。こちらは、新規の農業者を育成するための給付金のような補助となっております。一番上と二番目、三番目が、中高年ということで、50 歳以上の方を対象に年間 120 万円、最長 2 年間給付するというのでやっております。一番下の農業新規参入促進施設ということで、新規で農業に参入される方に施設整備等の補助を行っております。

7 ページになります。こちらは、親元就農などで就農される方に対して、認定新規就農者の方に機械のリースなどの機械導入に補助を 4 分の 3、上限を 750 万円ということで、補助をしております。令和 5 年度は約 3 件の実施予定者がいらっしゃいます。

8 ページをお開きください。こちらは個別施策Ⅱということで、地域環境の課題を改善するための取組といたしまして、先ほども御紹介しましたけれども、ハウスや生産基盤の整備を行う事業に対しての補助となります。次に、人・農地プラン地域計画策定費ということで、以前から人・農地プランを地域で作成しておりますけれども、また、新たな取り組みといたしまして、今年度から取り組みをします。これにつきましては、後ほど担当からお話をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

9 ページになります。こちらは集落で農用地の維持管理を務めていただくということで、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金で事業をしております。10 ページをお開きください。こちらは、小規模農業水利施設の改修等の経費を助成する支援となっております。11 ページをお開きください。こちらはグリーンツーリズム推進費ということで、1543 万 2 千円ということで表示をしておりますけれども、これは間違っております。684 万 3 千円ということでよろしくお願ひいたします。こちらは市内に 9 団体がグリーンツーリズムの活動しております。こちらに対する活動に対する支援や、活動を受け入れるための施設等の補助をしております。12 ページになります。こちらは有害鳥獣対策費ということで、これまで通り有害鳥獣の相談に乗ったり、ワイヤーメッシュ等の貸与を行っております。13 ページです。個別施策Ⅲ、販売・消費ということで、こちらにつきましては、長崎市の食を PR していこうということで、これら 3 つの事業をしております。長崎の「食」の推進費とか、ながさき実り・恵みの感謝祭とか、外海の夕陽が丘そとめということで、地元の食材を PR していくような事業となっております。令和 5 年度予算の主な取り組みということで、御紹介をさせていただきました。続いて、先ほどの人・農地プランの新たな展開ということで、担当から説明させていただきます。

**○農林振興課技師** お手元の資料 2 を御参照ください。私の方から地域計画の策定に係る取組ということで、御説明させていただきます。最初に、地域計画についておさらいということで、昨年度から色々なところで説明させていただきましたけれども、地域計画とは何なのかということで、まずベースにありますのが、平成 24 年から作成した人・農地プラン、将来の地域の農業のあり方を定めた計画ということで、人・農地プランというのが

根本にあります。次のページをお開きください。今まで、人・農地プランの実質化ということで、皆さんにお世話になって作成してきたんですけども、今度、地域計画と言いますのは、人・農地プランの在り方に、将来の農地の利用の姿を定めた目標地図をつけて、さらに明確化して、農地の集約化を図るための計画となっております。これは、国の法の改正によって法律の中で定められまして、今後、国の補助事業の連携とか、農地中間管理事業もこの地域計画に基づいて行わるといった流れになっていきます。昨年度から御説明させていただいたんですけども、昨年度、市内4地区において、モデル的に目標地図を作るに当たってどういった手順があるか、どの位の作業量が必要かといったものを各集落でモデル的に決めて、目標地図をサンプル的に作成させていただきました。意向調査など、農業委員さんにはお世話になり、ありがとうございました。次のページをお開きください。昨年度、モデル的に作成しました目標地図の素案ということで、まず、これは琴海戸根町の旧基盤整備地帯の所を作っておりますので、こちらを御参照ください。まず、目標地図の素案ということで、6番を見ていただきたいんですけども、皆さんが意向調査を取って、農家さんから、この土地は耕作するかとか、後継者がいるかとか、どうするか、貸してもいいかとかそういったものをアンケートを取っていただくんですけども、そういったものの結果が、このように地図に出てきます。この土地は後継者がいる、いない、とか、さらに次のページをめくっていただきたいんですけども、目標地図素案の②③ということで、さらに規模を拡大する意向があるかとか、農地を貸してもいいかとか、そういった農地ごとの情報が地図の上に出てきます。こうすることによって、将来的に農地の貸し借りを推進する時に、新しい担い手が入ってきたいという時に、どこを紹介したらよいかとか、そういうことがやりやすくなるかと思われま。最後に9, 10ページをお開きください。目標地図の素案というものが、皆様方がアンケートをとってそれを入力したらそのまま出てくる地図なんですけれども、さらに最後、目標地図案ということで、作っております。昨年度、私も市と県と農協など関係機関で現地調査を行って、さらに今までの人・農地プランで中心経営体となっている、担い手となっている方が、どこを作っているかというのを示した地図になります。それで、今この土地に何が植わっているか、どこに担い手がいるかというのがわかります。さらに、皆様から意向調査で取っていただいたデータの中で、この土地は貸してもいいよという答えがあった土地はどこかということが、目に見えるということですね。この目標地図というのもまだ、作りかけの段階のもので、ここからさらに10年後どうしていこうか、どこの担い手をどこに広げていくかとか、土地をどう利用していくかということ、また、集落会議の中で決めていければと思います。簡単な流れとしてこういったものを作るとということで、イメージをして頂ければと思います。

それでは、次のページにいきます。昨年度試験的にやりまして、今年度本格的に計画を作成していこうと思っております。2月の総会でも少しお話ししましたが、計画を2か年で作らなければいけないものですから、今年度、人・農地プランを作成した集落の中で、26集落のうち14集落、黄色く塗っている所ですね、この集落について、地域計画の作成を行っていこうと思っております。こちらの判断基準としては、農用地が多い所を優先的に

作っていかうと思っています。作成に当たっての注意点ですけれども、13のスライドをお開きください。皆様、地域計画を作成するに当たってどうしても最初に必要になってくることは、意向調査ですね、意向調査がまず、農業委員・推進委員の皆さんの御協力が絶対に必要になってきます。それが第一なんですけれども、農用区域が長崎市内で今のところ暫定で6万筆位あります。当然、全部を調査するというのはまず不可能ですので、まずは、意向調査するエリアを絞って計画を作っていかうと思います。目標地図のですね。それで、目標地図、地域計画の中に含める地域というのはもちろん、将来的な補助事業とかのことも考えて、農振農用区域内の農地は原則的に含めるということになっていきますけれども、非農地判断をすでに出してしまっている所につきましては、計画から、地図の上から除こうと考えております。これは、計画が今後転用とかする時にどうしてもまた制限がかかってしまうので、非農地については最初から除きます。また、農振農用区域外のほうも同様に、どうしても補助などを使いたいから計画に入れてくれとか、農地以外には使うなとか、そういったものがとれる所以外は基本的に計画の中には入れないようにしようと考えております。それで、その下、意向調査を行う区域についてということで、今のところこちらで案を作っているんですけれども、意向調査を行う農地というのは、今まで、人・農地プランの実質化、令和元年から3年までの集落懇談会で、将来においてどこの農地を残したいかということで、地区によって丸つけをしていただいたと思うんですけれども、そのような意見をいただいた農地とか、昨年度も地区ごとに集まっていたいただいて、どこを残すかというのを地図の上で丸を付けていただきましたけれども、まあ、そういった農地と、もう一つ、人・農地プランの中心経営体、今の担い手となっている人の耕作地、それともう一つ、中山間地直払と多面的機能支払の対象農地も意向調査のエリアに入れようと思っています。この2つは、国の交付金なんですけれども、農地利用をするということで、国から交付金が出ているものですので、これも意向調査に含めていかうと思っています。それ以外の意向調査を行わない農地についてはどうするのかといいますと、飛び地とか条件不利地とかありますけれども、これは、暫定的に、農地の貸し借りはあまりないだろうということで、そのまま保留というか継続ですね、持ち主がいれば持ち主がそのまま耕作、もしくは、作るかどうか自信がないなという時には今後検討ということで位置づけることも可能ですので、そういった扱いにしていこうと考えております。

最後のページになりますけれども、今後のスケジュール案ということで作っております。①の前に②ですけれども、集落懇談会ということで、先程説明しました意向調査を行う区域を先に定めないといけないと思ひまして、計画を作る所の集落で、集落懇談会を開きたいと思うんですけれども、その前に5月中には、市内6地区の農業委員の皆さんで集まって、ある程度の意向調査を行うエリアの目星を事前に確認しようと思っています。また来月、地区ごとに集まって色々御相談をさせていただきますので、その時はよろしくお願ひします。②の集落懇談会で詳しいエリアの確認が出来上がってから6月から9月位で意向調査を実施して、あと現地確認もですね、その結果を基に、こちらで地域計画の案を作成しますので、それで確認を行った後、また集落内で、最後は法に基づいたものですので、公告といった形になります。今年度、こういったスケジュールでやっていかうと考えてお

ります。駆け足で説明させていただきましたが、以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただ今、水産農林部から説明がございましたが、この件につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

○城戸推進委員 ちょっと教えてください。6 ページ、諸々、交付金とか補助金とかありますけれども、交付予定者が記載されていますけれども、これは、今からこの人達を決めるのか、あるいはもう決まったものなのか、それと、5 年後に 300 万とか記載されていますけれども、過去にこのような交付を行った、所謂、成果というか検証というか、そのあたりはどうなっているのか、参考のため教えてください。

○農林振興課長 お答えします。6 ページの新規就農者育成総合対策事業費から最下段の新規参入促進施設までの話なんですけれども、この中で、交付対象者の話になるんですけれども、予算組みをする前、前年度から、今の時期から例えば来年度に向けてで言いますと、もう今の時期から関係機関と協議をして、特に新規就農者の方については、就農の準備ということで色々な研修を受けておられて、例えば、県の新規就農者研修センターの研修生とか、JA の担い手支援センターの研修生とか、来年度就農される方について全部調整をして、その数字を、手を挙げる方については予算化をして、ある程度決まった方を今回予算に上げさせていただいているという状況です。

それと、成果でございますけれども、これまで給付金関係で言いますと、平成 24 年からこの給付金制度がスタートしました。当然その 300 万円目標ということについては、中々達成されている方もいらっしゃるし、実際に達成されている方もいらっしゃるんですけれども、就農して定着という意味では、ほとんどの方が、今、担い手として活躍をされている状況でして、この方々は地域の担い手となって、例えば部会の代表になられる方もいらっしゃいますし、今回、推進委員になられている方もいらっしゃいますし、そういったところで、十分な成果は上げられているものというふうに考えております。以上です。

○城戸推進委員 ありがとうございます。担い手の養成ということで今まで人・農地プランの中で言ってきた中で、私たちそういう、誰がどうなのかという情報がわからないものですから、開示できないのかもしれないんですけれども、既に何人かは決まっているということなんですけれども、その辺りは、情報提供ができないものですか。

○農林振興課長 就農前に今から就農される方の情報を欲しいということですかね。中心経営体については、前年度はやっていないんですけれども、毎年、市内 10 地区で地区別懇談会を 2 月・3 月に今までやっていたんですね。その時に地区別懇談会の中で中心経営体のリストを皆さんにお見せして、こういった方々ということは皆さんに開示をして御了解をいただいているということで、そういった手続きはずっと取っていた状況がございますので、この辺が全然見えないということはなかったと思うんですけれども、この分で足りない分

があれば、今後検討していきたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○森内推進委員 新規就農者ということで、今までずっと見てきますと、イチゴ農家への希望者が、若い人を中心に多いかと思うんですけれども、需要と供給ですね、今後どうなるのか、新規就農がイチゴに偏るといことになるとどうなるのかということが懸念されるところなんですけれども、かつての温州ミカンですね、オレンジが入ってきたためにミカン農家が激減したということがありますので、その辺がどうなのかなとちょっと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○農林振興課長 新規就農については、ここ数年おっしゃる通りイチゴの就農が非常に多いということで、それは、JAが担い手支援センターを琴海に設置をして、そのあと、イチゴの就農、またそれに向けてJAのほうでもハウスリース事業をやっているということで、そういった条件が色々あって進んでいる状況なんですけれども、決して、イチゴに偏って我々は支援をしているわけではなくて、平成24年から青年就農給付金が始まった時の話なんですけれども、イチゴだけではなくて、例えばアスパラとか、花とか、施設園芸に関わる分については、これまで新規就農というのは出てきておりますので、そういったところから言うと幅広く新規就農に向かう方については、今後支援をしていきたいと。まあ、今言われた果樹などについても、そういった方がいらっしゃれば、新規就農に向かうようなサポートはしていきたいと思います。

○議長 他にございませんか。ないようでしたらちょっといいですか。7ページの補助事業の中で、令和5年度の事業実施予定者が3件とありますけれども、この中で親元就農の方がおられたら、どういった経営をやられるのか、教えてください。

○農林振興課長 今回3件あります。説明が不足して申し訳なかったんですけども、この補助対象者の中で「但し、親元就農者は」とあり、従来は、独立就農で全く農業経験がないような方が入ってきて支援をするということが国の制度であったんですけども、この制度が昨年度からできて、これが親元就農も対象になっているということでございますけれども、令和5年については、独立就農者も対象になりますので、そういった方の3件でございまして、親元就農の方は今回入っておりません。

○議長 わかりました。それから、先程からイチゴ経営のことが、新規就農者のことで色々質問がっておりますけれども、イチゴも新規就農者が入られて、もうそろそろ、リース料の返還も始まってくるんじゃないかと思っておりますけれども、今までイチゴ経営に新規就農で入られた方の経営状況の経過というのはどうですか。

○農林振興課長 国の給付金関係については、毎年一年間内で半年に一度、就農状況報告というのを確認し、厳しい場合には、関係機関がサポートするということで、経営支援をやっていくという話になるので、そこは十分に今は担保されていると思います。それはイチゴだけではなくて、他の品目でもそうです。今回、イチゴについては殆ど給付金をいただいているので、そういった中でのサポートをしっかりとやっているところです。

○議長 もう一点、要望ですけれども、この新規就農者の方が、農地を就農のために探されるわけですね。その時にやはり色々な農地が空いているわけですけれども、やはり耕作に不便な農地から空くんですよね。それとか、高齢者だったりして離農・廃業される方が空いたりするわけですけれども、やはり、経営するのに便利な条件がいい農地を、できるだけ私たちとしても探してやりたいと思うわけですけれども、その辺り、賃貸の場合御存じのとおり、公社が一所懸命世話をしてくれているわけですけれども、その辺り、農業委員・推進委員との連携というものがちょっと今、進んでいないんじゃないかなと思うんですよね。もう少し、親密に考えて、新しいこういった方が就農を予定して農地を探しておられるけれどもどこかないだろうかということで、協議する場などを今から設けていただくようにして、できるだけ近い内にこの人はリタイアするよという所もありますので、就農すると20年は絶対やりますので、早めにそういう方にも条件の良い土地をこういった方が入られますので、貸してもらえないだろうかというお願いができる可能性があるんじゃないかと思いますので、その辺りの情報提供と言いますか、もう少し公社と農業委員会との連携を持ってきた方がいいんじゃないかなというふうに感じているわけですが、これは回答はいいですから、よろしくお願いします。

○農林振興課長 ありがとうございます。実は、公社とかJAとか県、県央振興局のほか担い手支援協議会というのをやっているんですね。これは、ことあるごとにやっているんですけれども、どういう時にやっているのかというと、新規就農の方々の先程言いました300万円以上の計画作りとか、実際、新規就農に向けてどうなのかということで、そういう話し合いは十分にやっているんで、その輪の中で、例えば、農業委員の方のお力を借りなければいけないとか、そういったところが、公社を通じてでは難しいということであれば、これはケースバイケースになりますけれども、そういった話合いの中で、農業委員の方にも例えば入っていただくとか、そういった段取りも今後しっかりつけていきたいと思えますし、あと、今までは、新規就農が入る時に、その時に一所懸命探すということになっているんですけれども、今回、地域計画を作る話で4地区、皆さんアンケートを取って、どこの農地が空いているということが、皆さんはつきり分かったと思うんですけれども、これは、全市的に今から広がる話なので、ある程度の目安にこれは繋がる話なので、計画的にそこが空いているということになれば、あっせんしていくという話に繋がるので、これも並行して、農地をしっかりと確保すると言いますか、貸付ができるようなそういった段取りも併せて進めていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、水産農林部の職員の方には、大変お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。この後の予定があるとのことですので、ここで退席されます。

— 水産農林部職員退席 —

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。第1号議案、「令和5年度農業委員会事業計画案について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案について御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。長崎市農業委員会において令和5年度に実施する事業の概要及びスケジュールについて決定する必要があるため、本議案を提出するものです。議案書3ページのA3の資料を御覧ください。主に、例年と変更がある部分について御説明いたします。まず1、農業委員会の運営及び活動ですが、今年度は改選の年ですので、7月20日に農業委員の辞令交付式及び第1回総会を開催し、農地利用最適化推進委員の選定を行うこととなります。その後7月28日に開催する7月の総会にて、新しい農地利用最適化推進委員の辞令交付を行うこととなります。

(2) 農業委員会の活動計画の策定等につきましては、①は今御説明させていただいております本事業計画のこととなります。②令和4年度の最適化活動の点検・評価及び③令和5年度の最適化活動の目標の設定等につきましては、本日の総会の第2号議案において御審議いただき決定します。この②と③につきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき記載の期限までに長崎市のホームページなどで公表する必要があります。次に④ですが、例年どおり、委員の皆さんの活動内容を活動記録簿に記載していただく必要があります。活動記録の記載方法が新しくなって1年が過ぎたところです。引き続き、自分の圃場へ行く途中、〇〇の圃場に異常がないことを確認した等、見たこと、聞いたことをどんどん記載していただきますようお願いいたします。

次に、「2 農地等の利用の最適化の推進」の(1)の地域計画(目標地図の素案)の作成についてですが、これは、先ほど農林振興課からも説明がありましたが、令和6年度末までに長崎市が策定する地域計画に伴い、農業委員会は、対象となるエリアの農地所有者及び耕作者等に対する意向調査の実施や、地域との話し合いに参加しながら、目標地図の素案を作成する必要があります。今後、農林振興課を中心に関係機関と連携して取り組んでいくこととなりますが、具体的な活動内容や、スケジュールについては、随時御報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の④の遊休農地の解消への取り組みですが、農業センターで開催している農業チャレンジ塾との連携や多面的機能支払交付金制度の活用などによ

る遊休農地の解消に取り組んでいくこととしております。

(4)の新規参入の促進については、記載のとおりですが、昨年度から農業委員会の活動目標として、県・市等が実施する新規参入相談会へ参加することが位置づけられています。本日、皆さんのお手元に「2023年度長崎県農業法人就職・就農相談フェア」の開催についての文書をお配りしております。御都合がつかれる方はぜひ参加していただきますようお願いいたします。なお、参加される方は、事務局も同行しますので、事前に事務局まで御連絡ください。裏面の4ページを御覧ください。今説明した(1)から(4)の業務につきましては、(5)に記載のとおり、農家との絆を深める運動として、県下全農業委員会の農地等利用の最適化への実践活動として、重点活動や数値目標を設定し、県内統一した取り組みを行うことで、長崎県農業会議のほうで設定がされております。令和5年度の取り組み内容や数値目標につきましては、正式な通知があり次第改めて御連絡させていただきます。

「3農業の担い手育成・支援」は記載のとおりです。次に「4組織の改革推進」の(2)研修につきましては、例年どおり、県農業会議主催の研修が8月から11月の期間のいずれかで開催される予定となっております。また、事務局としましても改選後の新しい体制後に、研修を開催する予定としております。なお、他都市への視察研修ですが、視察先や日程等について、今後調整していきたいと考えております。(3)農業委員会サポートシステム等の運用についてですが、農業委員会サポートシステムは農林水産省が管理する全国共通システムで、昨年4月から運用が開始されております。このシステム内で管理している農地や農業者の情報や農地利用状況調査の結果などを、インターネット上で公表しているeMAFF農地ナビに反映しておりますので、必要な情報については随時更新していきたいと思っております。また、推進委員の皆さんにお配りしておりますタブレット端末も、当該システムと連携し操作を行っていくこととなります。タブレット端末を有効に活用できるよう、長崎県農業会議の協力を得ながら、先月に引き続き操作研修等を定期的に行っていくと考えています。「5その他の事務事業」は記載のとおりです。第1号議案についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案について説明がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 御承認いただきましたので、今年度の農業委員会の事業につきましては、計画のとおり実施していきたいと思っております。続きまして、第2号議案「令和4年度最適化活動の

評価及び 令5年度最適化活動の目標について」、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案について御説明させていただきます。議案書の5ページを御覧ください。令和4年2月に発出された国のガイドラインに基づき、当該年度の最適化活動の目標の設定等は4月末までに、前年度の点検・評価は6月末までにそれぞれ公表する必要があるため、この議案を提出しております。

7ページを御覧ください。「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について御説明いたします。「Ⅰ農業委員会の状況」の各表中の数値は、昨年度公表しました令和4年4月1日現在の数値でございます。

8ページを御覧ください。「Ⅱ最適化活動の実施状況」です。資料の中の現状及び課題及び目標の欄は、昨年度設定し公表した令和4年度の目標の数値になります。1最適化活動の成果目標(1)農地の集積③の実績の欄に記載のとおり、新規集積面積は、12.1haで令和4年度末の集積面積累計は357.2ha、集積率は16.8%であったため、目標に対する達成状況は69.7%となりました。その結果を踏まえまして、農業委員会の点検結果の欄は、目標を下回る結果となった、としております。次に(2)遊休農地の発生防止・解消です。9ページを御覧ください。8ページに記載の②の目標に対しまして、③の実績、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消の欄に記載のとおり、解消実績面積は8.1haで目標に対する達成状況は58.3%となりました。なお、b黄区分の遊休農地の解消及びイ新規発生遊休農地の解消については、該当がありませんでした。④その他の欄は、利用状況調査及び利用意向調査の実施状況について記載しております。その下の欄に記載のとおり、農業委員会の点検結果は、目標を下回る結果となったと記載しております。

次に(3)新規参入の促進です。議案書の10ページを御覧ください。目標に対しまして、③の実績に記載のとおり、公表した面積は4.1haでしたので、達成状況は136.7%となっております。下段の表、農業委員会の点検結果は目標を上回る結果となったとしております。

次に、2最適化活動の活動目標についてです。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標に記載のとおり、令和4年度は、一人当たりの活動日数目標を月7日として設定してあります。(2)については、記載のとおりです。11ページを御覧ください。(3)新規参入相談会への参加ですが、②の実績に記載のとおり、昨年6月に諫早市で開催された令和4年度技術者支援研修事業に係る支援チーム会議に、琴海地区の田中推進委員と久保推進委員、茂木地区の村田推進委員に参加していただきましたので、実績として記載することができております。次の欄の目標の達成状況の評語の欄を御覧ください。この欄は、国のガイドラインに基づき、成果目標としての「農地の集積」、「緑区分の遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の3つの項目と、活動目標としての「活動強化月間の実施」及び「新規参入相談会への参加」の2つの項目、併せて5つの項目のそれぞれの達成状況に応じた点数の合計により区分されている評語を記載する欄になります。各評価点を積み上げた結果、令和4年度の評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。なお、その下の表には、推進委員等の点検・評価結果の状況を記載しておりますので御参照ください。12ページの「Ⅲ事務の実施状況」については記載のとおりです。令和4年度最適化

活動の評価についての説明は以上です。

続きまして、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について御説明いたします。引き続き、議案書の13ページを御覧ください。「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては、令和5年4月1日現在の、農業委員会の現在の体制及び農家・農地等の概要について、農林業センサ等の数値を基に記載しておりますので御参照ください。14ページを御覧ください。「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。これから御説明する目標については、国のガイドラインに基づき設定したものになります。項目1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の①現状及び課題ですが、管内の農地面積2,110haに対し、これまでの集積面積は、令和4年度の実績の357.2haで、集積率は16.9%となります。課題につきましては、記載のとおりです。次に②の目標ですが、目標は、都道府県が定めた目標を設定することとされているため、長崎県が定めている目標である、令和12年度までに集積率を82%と設定しております。表2段目の左に記載のとおり、今年度の新規集積面積目標はこの目標設定の当初の年度である令和4年度に設定した面積と同様の154.1haとしております。結果として令和5年度末の集積面積目標は511.3ha、目標集積率は24.2%と設定しております。次にページ中ほどの(2)遊休農地の解消の①の現状及び課題ですが、表に記載のとおり、直近の利用状況調査により判明した1号遊休農地の面積は343.7haで、いずれも緑区分の遊休農地になります。課題につきましては、記載のとおりです。

②の目標ですが、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地から、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものを除外した遊休農地の面積、69.4haを、令和4年度から令和9年度の5年間で毎年13.9haの解消することを昨年度目標として設定しましたので、その数値を記載しております。bの黄区分の遊休農地は該当がありません。イの新規発生遊休農地の解消につきましては、令和4年度に新たに発生した遊休農地2.6haを令和5年度にすべて解消することとなりますので、その数値を設定しております。15ページを御覧ください。(3)新規参入の促進ですが、①現状及び課題には、令和2年度から令和4年度までの過去3年の新規参入者の実績を記載しております。②の目標につきましては、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を設定することとなっており、令和5年度の目標は、令和2年度から令和4年度までの権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっておりますので、平均20.2haの1割以上として、2.1haを目標として設定しております。

次に、2、最適化活動の活動目標についてですが(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月8日を1人あたりの活動日数目標として設定しております。この月8日の目標ですが、令和5年3月1日付農林水産省経営局長通知で、昨年通知されたガイドラインの一部が改正され、前年度の活動日数の実績が目標として設定した活動日数を上回った場合は、当該実績以上を活動日数の目標として設定するものとされたことに伴い、当委員会の場合は、昨年度7日の目標に対して、全体の実績が8日ということでしたので、令和5年度の目標日数は8日以上を設定する必要がありますので、8日を目標として設定してお

ります。(2) 活動強化月間の設定目標ですが、これは記載の通り昨年度と同様の設定を行っています。最後に(3)の新規参入相談会への参加目標として、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に1名以上参加することとされておりますので、それに基づき相談会への参加回数を2回と設定し、下段の表には現時点で予定されている相談会の内容を記載しております。

議案書16ページから17ページには、それぞれの目標の算出根拠となる国のガイドラインの内容を抜粋しております。また、18ページには、このガイドラインに基づき今回設定した令和5年度の目標の算出及び全体の目標に対する地区ごとの目標数値についても記載しておりますので併せて御参照ください。第2号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案について説明がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、各委員におかれましては、第1号議案の事業計画や、や農地利用の最適化を推進するために個々の計画を立てて、各地域での委員会活動を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地2筆1,983㎡について、琴海尾戸町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が健康上の理由により耕作管理ができないためであり、譲受人が元々自分の農地であり、贈与を受け改めて耕作管理するものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で500日ということで要件を満たしております。下限面積の要件につきましては、農地法の改正により、令和5年4月1日から廃止をされ

ております。第6号の地域との調和要件につきましては、4月17日、平尾農業委員、今村推進委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き1ページを御覧ください。本件は、西彼杵郡時津町の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地3筆1,658㎡について、西彼杵郡時津町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ペニンシュラゴルフクラブの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で350日ということで要件を満たしております。第6号の地域との調和要件につきましては、4月17日、平尾農業委員、今村推進委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、3番について御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。本件は、熊本市の〇〇さんが所有する、平間町の農地1筆1,071㎡について、平間町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住のため耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎バイパス間ノ瀬インターチェンジの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、4番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、4番について御説明いたします。議案書は引き続き2ページを御覧ください。本件は、現川町の〇〇さんが所有する、現川町の農地6筆1,092㎡について、宿町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢のため娘へ贈与するものであり、譲受人が贈与を受け耕作管理を行うものでございます。また、今回の譲渡人と譲受人は同一農家世帯であり、今回贈与を行う農地は既に譲受人の経営面積に含まれていることから、経営面積と取得後の面積は同じ面積ということになっております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、3枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で290日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、池田推進委員より報告をお願いいたします。

---

○池田推進委員 現地調査について御報告いたします。3月13日と4月18日に私と後山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。3番の申請地は普通畑で露地野菜を、4番の申請地も同じく普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、5番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、古賀町の〇〇さんが所有する、松原町の農地2筆388㎡について、松原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢による農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が自宅近隣であり植木等の維持管理が容易に行えるためでございます。

申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で250日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

○増田推進委員 現地調査について御報告いたします。4月18日に私と赤瀬農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は譲渡人が栽培していた植木を引き続き栽培する予定とのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、6番について御説明いたします。議案書は、引き続き3ページを御覧ください。本件は、黒浜町の〇〇さんが所有する、黒浜町の農地1筆241㎡について、黒浜町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢による農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が自宅近隣であり植木等の維持管理が容易に行えるためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。黒浜港の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で200日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、柴原推進委員から報告をお願いします。

○柴原推進委員 現地調査について御報告いたします。4月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を予定しているそうです。また、第6号の地域

との調和要件につきましては、特に問題ないことと思われまます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○城戸推進委員 ちょっと確認したいんですけれども、4・5・6番の取得後の経営面積が結構少ないようですけれども、この下限面積の要件の取扱いが変更になったと聞いたんですけれども、教えてください。

○農地係長 昨年農地法が改正されまして、今年の4月1日から施行をされているんですけれども、下限面積の要件が4月1日以降撤廃されております。

○城戸推進委員 そうしたら少なくともいいということですよね。

○農地係長 はい。全く農地を保有していない方でも今後は取得可能になります。

○城戸推進委員 今までそれが引っ掛かっていたものだから、4月1日からはなし、ということに理解していいですね。

○農地係長 はい、その通りでございます。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆について、貸駐車場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しておりま

す。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画平面図でございます。今回敷地の造成は行わず、現状のまま碎石を敷き均して、6台の貸駐車場を整備する計画となっております。道路と当該地の間には〇〇が所有する雑種地がありますが、通行についての承諾を得ております。雨水排水につきましては、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員より報告をお願いします。

**○濱口推進委員** 現地調査について御報告いたします。4月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は貸駐車場への転用許可申請がなされたものですが、土地の造成は行わず、現状のまま利用します。また、周囲に耕作中の農地もなく、転用については、特に問題ないと思われれます。報告は以上でございます。

**○議長** ありがとうございました。ただ今、第4号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

**○議長** ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

**○委員全員** 異議なし

**○議長** ありがとうございました。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

**○農地係長** それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は時津町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、諫早市の〇〇が、共同住宅建築用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。共同住宅は4棟建築する計画で、併せて敷地内に駐車場の整備も行います。周囲は宅地化が進み、直接隣接する農地はなく、東側の水路を挟んで隣接する農地側には1.5mの緩衝地を設け擁壁及びフェンスを整備します。雨

水排水につきましては、敷地内に側溝を設置し水路に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流いたします。現地の写真です。現地調査につきましては、川添推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査について御報告いたします。4月17日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は共同住宅建築用地への転用許可申請がなされたものですが、土地の造成は行わず、現状のまま利用します。また、敷地内に側溝を設置し、水路に放流するなど、転用については、特に問題ないと思われれます。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 第6号議案の説明を行う前に昨年、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業に関する法律が改正され、令和5年4月1日から利用権の設定方法に変更がっておりますので、変更点について、少し御説明をさせていただきたいと思っております。資料の19ページを御覧ください。

利用権につきましては、これまで旧農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律、旧バンク法第18条による配分計画、それから旧バンク法第19条第2項による一括方式での農用地利用集積計画により利用権の設定を行っておりましたが、今回の法改正により、これまでの集積計画と配分計画が一本化され、今後は、農地中間管理事業の推進に関する法律、新バンク法第18条に基づく農用地利用集積等促進計画で利用権の設定を行うということに変更になっております。ただし、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間は、経過措置が設けられておりますので、この経過措置の間の運用について御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の20ページを御覧ください。移行期間中の農地の賃貸借の流れについて記載して

おります。まず、一番上の農地法3条による貸し借りにつきましては、今後も同様の取り扱いを行っていくこととなります。次に①、②の旧基盤法第18条による農用地利用集積計画につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間の移行期間は、地域計画が作成されるまでの間、従前の例により、集積計画の作成が可能ということになっております。次に、③旧バンク法第18条による配分計画につきましては、令和5年4月1日から作成ができなくなり、⑤の新バンク法第18条による農用地利用集積等促進計画で行うということになります。今回、第7号議案で付議をさせていただいているものがこれに該当するもので、これまで「農地利用配分計画案の意見聴取について」ということで付議していたものが、今後は、「農用地利用集積等促進計画の要請について」として御審議いただくこととなります。

次に、④の旧バンク法第19条による一括方式での集積計画につきましては、①、②の集積計画と同様に2年間の移行期間は地域計画が作成されるまでの間、集積計画の作成が可能ということになっております。これから説明する第6号議案で付議しております「農用地利用集積計画の作成」は①と④に該当するもので、地域計画が策定されていない区域において、これまで通りの集積計画の作成を行うものになります。

最後に、2年を経過した令和7年4月1日以降は、すべて⑤の新バンク法第18条に基づく農用地利用集積等促進計画で利用権の設定を行っていくということになっています。

それでは、第6号議案について御説明いたします。再度、議案書の6ページを御覧ください。1番から3番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。1番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地2筆2,707㎡について、西海市西彼町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。

続きまして2番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆2,398㎡について、西海市西彼町の〇〇さんが5年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。

続きまして、議案書7ページをご覧ください。3番は、大分県豊後高田市の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地1筆1,643㎡について、西海市西彼町の〇〇さんが5年間の賃貸借により、利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、16,698㎡となり、利用につきましては水稻を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南西と南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は4月17日に平尾農業委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番について、御説明いたします。議案書は引き続き7ページを御覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地3筆3,786㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆3,786㎡について、20年間の賃貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,786㎡となり、利用につきましては、イチゴの栽培を予定してお

ります。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は4月17日に平尾農業委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、5番について御説明いたします。議案書の8ページを御覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する船石町の農地1筆1,043㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,043㎡について、10年間の賃貸借により、古賀町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,501㎡となり、利用につきましては、ショウガの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見インターチェンジの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

**○増田推進委員** 現地調査について御報告します。4月18日に私と赤瀬農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、普通畑でショウガの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

**○農地係長** 続きまして、6番について、御説明いたします。議案書は引き続き8ページを御覧ください。本件は、茂木町の〇〇さんが所有する北浦町の農地2筆2,160㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,160㎡について、10年間の賃貸借により、高城台1丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,188㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、村田推進委員から報告をお願いします。

**○村田推進委員** 現地調査について御報告します。4月17日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

**○農地係長** 続きまして、7番について、御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。本件は、大崎町の〇〇さんが所有する千々町の農地1筆6,199㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆6,199㎡について、

10年間の使用貸借により、千々町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,263㎡となり、利用につきましては野菜とミカンの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。南小中学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、8番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きまして、8番について、御説明いたします。議案書は引き続き9ページを御覧ください。本件は、大崎町の〇〇さんが所有する大崎町の農地6筆3,644㎡について、長崎県農業振興公社が、10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地6筆3,644㎡について、10年間の賃貸借により、大崎町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、5,316㎡となり、利用につきましては野菜とビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。南小中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、3枚ほどございます。現地調査につきましては、山崎農業委員から報告をお願いします。

○山崎農業委員 7番と8番の現地調査について御報告します。3月19日に私と濱口推進委員、事務局とで現地確認を行いました。7番・8番ともに利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜とミカンの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

○赤瀬委員 7番の台帳の地目が山林になっているんですけども、山林でも関係するんですか。

○農地係長 地目は山林なんですけれども、現況は農地ですので、農地法に基づいた手続きが必要ということになります。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

---

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 第7号議案1番と2番につきましては関連がございますので、併せて御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。1番は、平成27年12月に中間管理機構へ利用集積した蚊焼町の農地1筆654㎡について、賃貸借により藤田尾町の〇〇さんへ再配分により利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は、残期間の2年6カ月となっております。

続きまして2番は、平成27年2月に中間管理機構へ利用集積した蚊焼町の農地1筆534㎡について、賃貸借により藤田尾町の〇〇さんへ再配分により利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は残期間の1年8カ月となっております。設定後の経営面積は、1,188㎡となり、今回配分された農地では野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 1番と2番の現地調査について御報告します。4月18日に私と田平農業委員、事務局とで現地確認を行いました。1番、2番とも利用権の新規設定を行うもので、利用については、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第7号議案3番について御説明いたします。議案書の11ページを御覧ください。本件は、平成30年5月に中間管理機構へ利用集積した琴海戸根原町の農地1筆1,114㎡について、賃貸借により琴海戸根原町の〇〇さんへ再配分により利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は、残期間の4年11カ月となっております。設定後の経営面積は、2,661㎡となり、今回配分された農地では、花きの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は4月17日に平尾農業委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

---

○赤瀬委員 1番と2番の写真で、時期が今の時期の作物でないような気がしたんですけれども、実際写真を撮られたのはいつなんですか。秋じゃないんですか。右のほうにあるのはナスだと思うんですけれども、その前の写真では、コシヨウと思ったんですけれども、コシヨウは冬の間枯れてしまうんですよね。違いますか。

○農地係長 すみません、写真が、私が自分で撮ったものではないものですから、いつ撮ったかというのは、今確認できないんですけれども。

○赤瀬委員 現地調査した時の写真にしては、おかしいという感じがしました。

○農地係長 後で確認させていただきたいと思います。

○赤瀬委員 場所が間違いなければいいんでしょうが。

○農地係長 場所は間違いございません。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第7号議案について原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について原案のとおり農地中間管理機構に要請することに決定いたします。続きまして、第8号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第8号議案について御説明いたします。議案書の12ページを御覧ください。表の下の方に集計しておりますが、申出件数が4件、合計筆数が10筆、合計面積が4,950㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、熊本市の〇〇さんが所有する平間町の農地2筆で、面積は1,460㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎バイパス間の瀬インターチェンジの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、池田推進委員から報告をお願いします。

○池田推進委員 現地調査について御報告いたします。4月18日に私と後山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして2番は、高城台1丁目の〇〇さんが所有する、北浦町の農地5筆で、面積は2,946㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が4枚ほどございます。現地調査につきましては、村田推進委員から報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。4月18日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして3番は、大阪市の〇〇さんが所有する、京泊3丁目の農地2筆で、面積は485㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本推進委員から報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査について御報告いたします。4月14日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○農地係長 続きまして4番は、花丘町の〇〇さんが所有する、伊王島町2丁目の農地で、面積は59㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。伊王島地域センターの南に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。4月18日に私と田平農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第8号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

---

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第8号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第8号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

○議長 会議を再開いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項2「令和5年度農業委員会予算等について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項2について御説明いたします。報告事項の資料の1ページを御覧ください。農業委員会における令和5年度一般会計当初予算でございます。令和5年度予算額のほか、前年度との比較を記載しております。令和5年度の予算総額は表の1番下の欄に記載のとおり、4,361万7千円で、前年度と比較しますと500万8千円の増となっております。主な増減の要因ですが、まず増の要因としましては、表の3番、農業委員・推進委員活動費の委員報酬において、農地利用最適化交付金の交付要綱の改正に伴い、交付金の配分額が増となることを見込んだことや、委員の皆さんの月額報酬の単価が増となったことに伴い312万5千円の増となったことなどによるものです。減の要因としまして、表の5番、農地情報管理システム運営費において、新庁舎に移転したことに伴い、これまで必要としていたLGWAN回線の費用が不要となったことなどに伴い、154万7千円が減となったことなどによるものでございます。2ページから4ページには令和5年4月1日現在の事務局職員の事務分掌を記載しておりますので御参照ください。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。この件について、皆様から御意見、御質問等はありませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「遊休農地対策検討委員会について」柳川委員長から報告をお願いいたします。

○委員長 それでは、令和5年4月28日の午後1時10分から開催しました、第1回遊

休農地対策検討委員会について御報告をいたします。出席者は、委員11名のうち7名でした。議題といたしまして、1、令和4年度農地利用状況調査結果について、2、令和5年度農地利用状況調査について、3、その他について協議をいたしました。まず、令和4年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況調査は、大変な作業となりますが、皆様の御協力をよろしく願いいたします。詳しくは、事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしく願いいたします。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 それでは引き続き、事務局から資料等の説明をお願いいたします。

○農地係長 報告事項3について御説明させていただきます。資料の2ページを御覧ください。令和4年度農地利用状況調査結果につきましては、昨年11月の総会で速報値として報告させていただきましたが、今回は令和4年度の確定値、3月31日現在の確定値を報告させていただきます。表の最下段の左端を御覧ください。全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で139,345筆・約5,401haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で55,123筆・約2,447haで対象面積に対し45%の面積となっております。次に、表②の遊休農地のA分類は、市域全体で8,227筆・約343haで、対象面積に対し7%の面積、表③の遊休農地のB分類は、75,995筆・約2,610haで対象面積に対し48%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほど御確認していただければと思います。次に3ページには過去5年間の比較表を、4ページから6ページには、過去5年間の数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載しておりますので、こちらも後ほど御確認ください。

次に、7ページから16ページにかけては、令和5年度農地利用状況調査についての資料を掲載しております。令和5年度の農地利用状況調査につきましては、昨年11月に野帳の配付を行い、現在調査を行っていただいておりますが、6月を目途に調査を終了していただき、6月の総会の折に野帳の提出をお願いしたいと思います。大変な作業になるかと思いますが、5月、6月調査のほう、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆様から御意見、御質問等はございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項4について御報告いたします。報告事項の資料の1ページから3ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけ

られているもので、先月は、7件の届出がありました。続きまして、資料の4ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出は、5件提出されました。続きまして、資料の5ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、4件提出されました。合計16件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項5「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、4月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「月額報酬の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1について御説明いたします。その他の事項の冊子の1ページを御覧ください。非常勤の職員の報酬等に関する条例が改正されたことに伴いまして、令和5年5月1日から、農業委員及び農地利用最適化推進委員の月額報酬が、表のとおり改訂されますので、お知らせします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2から御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。令和5年度の目標部数については、まだ決定ではありませんが、120部となる見込みです。現在の購読部数は先月の報告以降増減はありませんでしたので111部となっております。今年度も目標達成に向けて御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

次に、その他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出」について御説明いたします。資料の3ページ及び4ページに令和4年度下半期の活動記録集計表を掲載しております。下半期の表の右側の合計及び平均の部分については、今年4月からの1年間の積み上げになっております。日数等を御確認いただき、提出漏れや御自身の把握している日数と相違している場合は、大至急事務局まで御連絡ください。また、今年度も昨年度同様、活動記録簿を記載していただくこととなります。週に1回、農地の見

守り活動及び声かけ活動を行い、記載していただくことで活動日数は最低でも8日になります。年額報酬の額にも影響しますので、活動した分はもれなく記載いただきますようお願いいたします。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。何でも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和5年5月、6月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 まず、5月の予定ですが、10日水曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から長崎県農業会館で開催され、平尾会長が出席予定です。15日月曜日から16日火曜日にかけて令和5年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会が雲仙市で開催される予定です。22日月曜日、農業委員会運営委員会を、29日月曜日、農業委員会5月総会をそれぞれ14時から開催することとしております。30日火曜日から31日水曜日にかけて、令和5年度全国農業委員会会長大会が東京都で開催される予定となっております。

次に、6月の行事予定ですが、9日金曜日が県の農業会議常設審議委員会、21日の水曜日に農業委員会運営委員会、それから互助会の仮監査を予定しております。28日水曜日、10時から長崎県農業振興公社定時評議委員会が出島メッセで開催され、会長が出席予定です。同日、13時15分から農委だより編集会議、14時から6月総会、互助会臨時総会、それから場所等は未定ですが、農業委員会のお別れ会を実施する予定としております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで4月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。